

## 第3章 消防用設備等別審査基準

### 第1節 総論

#### 第1 届出の添付図書等

##### 1 工事着工の届出

法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の工事着工届出（以下、「着工届」という。）は、原則として次によること。

##### (1) 届出日

工事に着手しようとする日は、次によるものであること。ただし、この日に最終的に添付図書が確定していない場合、その時点における一応の添付図書を提出することとし、確定した段階で差し換えを行うこと。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、共同住宅用スプリンクラー設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又はポンプの設置工事をしようとする日。

イ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備については受信機を（当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器）、火災通報装置については装置を設置しようとする日。

ウ 避難器具については、取付金具の設置工事をしようとする日。

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること。

##### (ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日

##### (イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事をしようとする日

オ 連結送水管については、施工後の変更が困難なため着工届の提出を求めるものとし、着工の日は配管の設置工事をしようとする日とする。また、則第31条第6号イに規定する加圧送水装置を設置する連結送水管については、消火設備に準じて記載すること。

カ 特殊消防用設備等については、アからウまでの消防用設備等に準じた日

##### (2) 届出の単位

防火対象物ごとで、それぞれの消防用設備等、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等、特殊消防用設備等ごとに届け出るものとする。ただし、同一敷地内の複数の防火対象物で設備ごとに書類をまとめることが合理的と判

断できる場合は、この限りではない。

(3) 縮尺等

添付図書は折り上げで日本工業規格A4サイズとし、100分の1の縮尺の図面とする。ただし、100分の1の縮尺以外のものでも計画内容が明確に判断できる場合は、これによらないことができる。

(4) 添付図書等

則第33条の18の規定により、工事整備対象設備等の種類に応じて、第1-1表によるものを原則とする。

2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置届出及び防火対象物の使用開始届出

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び条例第43条の規定に基づく防火対象物の使用開始届出は、原則として次によること。

(1) 届出日

ア 則第31条の3第1項の「設置に係る工事が完了した場合」とは、消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書の作成日とする。この場合、消防用設備等の試験基準又は則第31条の3の2に規定する設備等設置維持計画の試験方法に基づき実施した自主検査により、不備事項等の修正が完了しているものとみなす。

イ 防火対象物の使用開始届出

条例第43条の「使用開始の日」とは、防火対象物の主たる用途として使用開始されるための構造設備等が整った日とする。

(2) 届出の単位

防火対象物ごとに届出るものとする。

(3) 縮尺等

前1, (3)による。

(4) 添付図書等

前1, (4), 第1-1表を準用するほか、表1-2表による。

3 火を使用する設備等の設置の届出

条例第44条の規定に基づく火を使用する設備等の届出は、設置工事前にあらかじめ届出るものとする。

4 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工届、設置届及び消防検査等は、消防用設備等の新設、既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象とし、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じて次のとおり運用する。

(1) 消防用設備等の着工届について

着工届は第1-3表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事において

要する。ただし、第1-3表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第1-4表に掲げる軽微な工事に該当するものについては、次の取り扱いにより、着工届を省略することができる（軽微な工事又は第1-3表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）ものとする。

ア 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士は、軽微な工事を行った場合も含めて工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補則する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過を整理、記録するとともに、則第31条の6第3項に規定する維持台帳に添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

※ 予防課指導グループにあつては、原則として該当するすべての工事について着工届の省略はしないものとする。

## (2) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、第1-3表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、第1-3表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第1-4表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事にかかる消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略できることができること（当該軽微な工事又は第1-3表、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ウ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

## (3) 運用上の留意事項について

前(1)及び(2)により運用をするにあつては、次の事項に留意するものとする。

ア 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましい。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

- (ア) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであるため、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、この運用の対象外であること。
- (イ) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲は第1－4表に掲げるものであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。
- (ウ) 一の消防用設備等について、第1－4表に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあつても、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいこと。  
なお、短期間に反復して工事が行われる場合は、工事工程等を確認すること。
- (エ) 自動火災報知設備の感知器10個の移設（軽微な工事に該当）と受信機の改造（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認められないこと。
- (オ) 屋内消火栓箱2基の増設（軽微な工事に該当）と自動火災報知設備の感知器15個の増設（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいこと。
- (カ) 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理すること。
- (キ) 軽微な工事にかかる消防検査については、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあつては、現場確認を行うこととしてよいこと。
- (ク) 軽微な工事に係る消防検査について、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行った場合にあつても、消防用設備等が当該技術基準に適合していると認められる場合にあつては、則第31条の3第4項の規定に基づき消防用設備等検査済証を交付することができること。  
この場合、検査済証の正本に「消防検査を省略した。」と記入すること。
- ウ 既存建物の条例第43条に基づく届出及び検査についても、消防庁通知を準用し省略しても差し支えないものとする。ただし、消防用設備等に係る軽微な工事以外の防火に関する規定について現場確認の必要な場合には省略しないこととする。

第 1 - 1 表 着工届に添付する書類

|                  |   |
|------------------|---|
| 消<br>火<br>設<br>備 | <p>屋内消火栓設備，スプリンクラー設備（含 ドレンチャー設備），水噴霧消火設備，泡消火設備，不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備，粉末消火設備，屋外消火栓設備</p>  |
|                  | <p>(a) 付近見取図（防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図）<br/>                 (b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第 1）<br/>                 (c) 消火設備の概要表（別記様式第 2，第 3 又は第 4）<br/>                 (d) 平面図<br/>                 消火設備の設置に係る階の防火区画，各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置，配管状況等を明記したもの<br/>                 (e) 断面図<br/>                 消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの<br/>                 (f) 配管系統図<br/>                 消火設備の構成，配管の経路，口径等を系統的に明記したもの<br/>                 (g) 配線系統図及び展開図<br/>                 配線の種類等，電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの<br/>                 (h) 計算書<br/>                 次に掲げる事項を明記したもの。なお，算出に用いる各種係数の根拠を明記すること<br/>                 ＊ 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法<br/>                 ＊ 加圧送水装置，加圧ガス容器等の容量の算出方法<br/>                 ＊ 配管，継手，弁類等の摩擦の損失の計算を含む所要揚程等の算出方法<br/>                 ＊ 電動機等の所要容量の算出方法<br/>                 ＊ 非常電源の容量の算出方法<br/>                 (i) 使用機器図<br/>                 加圧送水装置，ノズル，弁，警報装置等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの<br/>                 (j) 操作盤又は総合操作盤に関する図書（別記様式 9）<br/>                 (k) 「ガス系消火設備等に係る取り扱いについて」（H7. 5. 10 消防予第 89 号）に掲げるガス系消火設備については，別記様式 4 に準じて概要表を作成，添付すること。</p> |
|                  | <p>自動火災報知設備，共同住宅用自動火災報知設備，住戸用自動火災報知設備，ガス漏れ火災警報設備，消防機関へ通報する火災報知設備</p>  |
| 警<br>報<br>設<br>備 | <p>(a) 付近見取図<br/>                 (b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第 1）<br/>                 (c) 自動火災報知設備，消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表（別記様式第 5，第 6 又は第 7）<br/>                 (d) 平面図<br/>                 警報設備に係る防火区画，各部屋毎の用途等を明記したもの及び警報設備の機器等の配置，配線状況等を明記したもの<br/>                 (e) 断面図<br/>                 警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの<br/>                 (f) 配線図<br/>                 電線管口径，配線本数，電線路の立ち上がり，警戒区域等を明記したもの<br/>                 (g) 操作盤又は総合操作盤に関する図書（別記様式 9）</p>   |
|                  | <p>避難器具</p>   |
| 避<br>難<br>設<br>備 | <p>(a) 付近見取図<br/>                 防火対象物等の所在地付近の略図のほか，避難器具を設置する場所付近に設置又は，使用の際の障害となるおそれとなるものがないことが判断できるもの<br/>                 (b) 概要表（別記様式第 8 号）<br/>                 設置に係る階の防火区画，階段及び各室ごとの用途等を明記したもの<br/>                 (c) 平面図<br/>                 (d) 立面図<br/>                 避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの<br/>                 (e) 避難器具の設計図等<br/>                 避難器具を取り付ける開口部，取り付け金具及び取り付け部分の詳細を明記したもの<br/>                 (f) 計算書<br/>                 取り付け金具及び取り付け部分の強度の算出方法を明記したもの</p>   |
|                  | <p>避難器具</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 消<br>火<br>活<br>動<br>上<br>必<br>要<br>な<br>施<br>設  | 連結送水管  |
|   | <p>(a) 付近見取図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) 消火設備の概要を記載したもの</p> <p>(d) 平面図<br/>消火設備の設置に係わる階の防火区画，各部屋毎の用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置，配管状況等を明記したもの</p> <p>(e) 断面図<br/>消火設備の設置に係わる階の断面を明記したもの</p> <p>(f) 配管系統図<br/>消火設備の構成，配管の経路，口径等を系統的に明記したもの</p> <p>(g) 配線系統図及び展開図（加圧送水装置を設置する場合）<br/>配線の種類等，電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの</p> <p>(h) 計算書<br/>次に掲げる事項を明記したもの。なお，算出に用いる各種係数の根拠を明記すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 所要の水量の算出方法</li> <li>* 加圧送水装置を要する場合，その容量の算出方法</li> <li>* 配管，継手，弁類等の摩擦の損失の計算を含む所要揚程等の算出方法</li> <li>* 電動機等を要する場合，その所要容量の算出方法</li> <li>* 非常電源の容量の算出方法</li> </ul> <p>(i) 使用機器図<br/>加圧送水装置，ノズル，弁，警報装置等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの</p> <p>(j) 操作盤又は総合操作盤に関する図書（別記様式9）</p> |
| 必<br>要<br>と<br>さ<br>れ<br>る<br>防<br>火<br>安<br>全<br>性<br>能<br>を<br>有<br>す<br>る<br>消<br>防<br>の<br>用<br>に<br>供<br>す<br>る<br>設<br>備<br>等 | パッケージ型消火設備   |
|   | <p>(a) 付近見取図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) パッケージ型消火設備の概要表（別記様式第10）</p> <p>(d) 平面図<br/>パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画，各室毎の用途等を明記したもの及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記したもの</p> <p>(e) 断面図<br/>パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの</p> <p>(f) 配線系統図及び展開図<br/>配線の種類等及び電気系統の接続関係を明記したもの</p> <p>(g) 使用機器図<br/>ノズル，弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの</p>   |
|   | パッケージ型自動消火設備   |
|   | <p>(a) 付近見取図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) パッケージ型自動消火設備の概要表（別記様式第11）</p> <p>(d) 平面図<br/>パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火区画，各室毎の用途等を明記したもの及びパッケージ型自動消火設備の機器等の配置，放出導管の経路，同時放射区域の状況等を明記したもの</p> <p>(e) 断面図<br/>パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの</p> <p>(f) 配線系統図及び展開図<br/>配線の種類等及び電気系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの</p> <p>(g) 使用機器図<br/>感知部，放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの</p>   |

第1-2表 設置届に添付する書類

| 設備の種類  |                        | 添付書類(共通)  | その他の事項   |
|--|------------------------|---|--|
| 消火器  |                        | 試験結果報告書<br>案内図<br>平面図<br>仕様書                        | 平面図には、当該器具等の設置位置を明記すること。<br>仕様書には、当該器具等の概要、機能、構造等を明記すること。<br>簡易消火用具を除く。特定共同住宅に設置する住宅用消火器は共用部に粉末消火器を設置しているため除く。                     |
| 屋内消火栓<br>スプリンクラー設備、ドレンチャー<br>共同住宅用スプリンクラー設備<br>水噴霧消火設備<br>泡消火設備<br>不活性ガス消火設備<br>ハロゲン化物消火設備<br>粉末消火設備<br>屋外消火栓<br>動力消防ポンプ |                        | 試験結果報告書   | 各設備の試験結果報告書のほか、非常電源試験結果報告書、配線の試験結果報告書を添付すること。<br>着工届出の時点から変更された内容を含む図面、仕様書などの図書を添付すること。  |
| 自動火災報知設備<br>共同住宅用自動火災報知設備<br>住戸用自動火災報知設備<br>ガス漏れ火災警報設備<br>消防機関へ通報する火災報知設備  |                        | 試験結果報告書   | 各設備の試験結果報告書のほか、非常電源試験結果報告書、配線の試験結果報告書を添付すること。<br>着工届出の時点から変更された内容を含む図面、仕様書などの図書を添付すること。  |
| 漏電火災警報器<br>非常警報設備<br>共同住宅用非常警報設備   |                        | 試験結果報告書<br>案内図<br>平面図<br>系統図<br>仕様書                 | 非常警報器具を除く。<br>配線の試験結果報告書を添付すること。<br>平面図に配電盤からの配線系統を明記すること。   |
| 避難器具   | 金属製避難はしご<br>救助袋<br>緩降機 | 試験結果報告書   | 着工届出の時点から変更された内容を含む図面、仕様書などの図書を添付すること。   |
|  | その他の避難器具               | 試験結果報告書<br>案内図<br>平面図<br>仕様書                        | 配線の試験結果報告書を添付すること。   |
| 誘導灯  |                        | 試験結果報告書<br>案内図<br>平面図<br>仕様書                        | 配線の試験結果報告書を添付すること。<br>平面図に配電盤からの配線系統を明記すること。<br>誘導標識については届出を要しない。  |
| 消防用水   |                        | 試験結果報告書<br>案内図<br>配置図<br>仕様書<br>配管<br>計算書<br>使用機器図  | 第1-1表の消火設備の例によること。<br>施工中の状況を写真に記録し添付すること。   |
| 排煙設備   |                        | 試験結果報告書<br>案内図<br>配置図<br>平面図<br>風道系統図<br>仕様書<br>計算書 | 仕様書には、設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。<br>平面図には、防煙区画、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。<br>風道系統図には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
|                             | 配線図<br>非常電源  | 非常電源は、消火設備欄の非常電源の例によること。<br>非常電源試験結果報告書、配線の試験結果報告書を添付すること。  |
| 連結散水設備                      | 試験結果報告書<br>案内図<br>配置図<br>平面図<br>仕様書<br>配管系統図<br>計算書<br>使用機器図 |   |
| 連結送水管<br>共同住宅用連結送水管         | 試験結果報告書<br>配置図<br>平面図<br>配管図                                 | 加圧送水装置を設置する場合、非常電源試験結果報告書、配線の試験結果報告書を添付すること。  |
| 非常コンセント設備<br>共同住宅用非常コンセント設備 | 試験結果報告書<br>案内図<br>平面図<br>立面図<br>配線系統図<br>仕様書<br>非常電源         | 平面図及び立面図には、非常コンセント等の設置位置、立面図、箱内器具の配置状況等を明記すること。<br>配線系統図には、次の内容を明記すること。<br>(1) 常用電源及び非常電源の配線<br>(2) 開閉器等の位置、種類、容量等<br>仕様書には、非常コンセントの種類、容量及び非常コンセント箱の構造、材質等を明記すること<br>非常電源については、消火設備欄の非常電源の例によること。<br>非常電源試験結果報告書、配線の試験結果報告書を添付すること。   |
| 無線通信補助設備                    | 試験結果報告書<br>案内図<br>配線図<br>平面図<br>使用機器図                        | 案内図には、防火対象物の所在地並びに目標となる道路及び防火対象物の入口等を明記すること<br>配線図は、電源系統図、設備系統図、設備平面図の順とすること。<br>設備系統図には、配線の立上り、引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器(構成部品)における損失、利得及びふく射レベルを併記すること。<br>設備平面図には、設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。<br>平面図は、設備平面図と兼ねることができるものであること。<br>使用機器図には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図仕様等を明記すること。<br>配線の試験結果報告書を添付すること。 |
| パッケージ型消火設備                  | 試験結果報告書  | 着工届出の時点から変更された内容を含む図面、仕様書などの図書を添付すること。  |
| パッケージ型自動消火設備                | 試験結果報告書  | 着工届出の時点から変更された内容を含む図面、仕様書などの図書を添付すること。  |
| 総合操作盤                       | 試験結果報告書  | 着工届出の時点から変更された内容を含む図面、仕様書などの図書を添付すること。  |

第1-3表 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

|   |       |
|---|-------|
| 1 新設<br>防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。  | 工事に該当 |
| 2 増設<br>防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。  |       |
| 3 移設<br>防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。                                |       |
| 4 取替え<br>防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。              |       |
| 5 改造<br>防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。 |       |
| 6 補修<br>防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。             | 整備に該当 |
| 7 撤去<br>防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。  |       |

第1-4表 軽微な工事の範囲

| 消防用設備等の種類          | 増設   | 移設  | 取替え                              |
|--------------------|--|---|----------------------------------|
| 屋内消火栓設備<br>屋外消火栓設備 | ①消火栓箱<br>→ 2基以下で既設と同種類のものに限る<br>→ 加圧送水装置等の性能(吐出量, 揚程), 配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。  | ①消火栓箱<br>→ 同一の警戒範囲内での移設   | 加圧送水装置を除く構成部品                    |
| スプリンクラー設備          | ①ヘッド<br>→ 5個以下で、既設と同種類のもの、かつ、散水障害がない場合に限る。<br>→ 加圧送水装置等の性能(吐出量, 揚程), 配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。<br>②補助散水栓箱<br>→ 2個以下で既設と同種類のものに限る。 | ①ヘッド<br>→ 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。<br>②補助散水栓箱<br>→ 同一警戒範囲内での移設         | 加圧送水装置, 減圧弁, 圧力調整弁, 一斉開放弁を除く構成部品 |
| 水噴霧消火設備            | ①ヘッド<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 1の選択弁において5個以内<br>→ 加圧送水装置の性能(吐出量, 揚程), 配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。   | ①ヘッド<br>→ 1の選択弁において2個以内<br>②手動起動装置<br>→ 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 | 加圧送水装置, 減圧弁, 圧力調整弁, 一斉開放弁を除く構成部品 |
| 泡消火設備              | ①ヘッド<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 1の選択弁において5個以内<br>→ 加圧送水装置の性能(吐出量, 揚程),  | ①ヘッド<br>→ 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲                                | 加圧送水措置(制御盤を含む), 泡消火剤混合装置,        |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   | 配管サイズ, 泡混合装置, 泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。  | ②手動起動装置<br>→ 向一放射区画内で, かつ, 操作性に影響のない場合に限る。   | 減圧弁, 圧力調整弁を除く構成部品  |
| 不活性ガス消火設備,<br>ハロゲン化物消火設備,<br>粉末消火設備           | ①ヘッド・配管 (選択弁の二次側に限る)<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 5個以下で薬剤量, 放射濃度, 配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。<br>②ノズル<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 5個以下で薬剤量, 放射濃度, 配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。<br>③移動式の消火設備<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 同一室内に限る。<br>④制御盤, 操作盤等の電気機器, 起動用ガス容器, 操作管, 手動起動装置, 火災感知器, 放出表示灯, スピーカー, ダンパー閉鎖装置, ダンパー復旧装置<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 同一室内で, かつ, 電源容量に影響を及ぼさないものに限る。 | ①ヘッド・配管 (選択弁の二次側に限る。)<br>→ 5個以下で放射区域の変更のない範囲<br>②ノズル<br>→ 5個以下で放射区域の変更のない範囲<br>③移動式の消火設備<br>→ 同一室内に限る。<br>④制御盤, 操作盤等の電気機器, 起動用ガス容器, 操作管, 手動起動装置, 火災感知器, 放出表示灯, スピーカー, ダンパー閉鎖装置, ダンパー復旧装置<br>→ 同一室内で, かつ, 電源容量に影響を及ぼさないものに限る。 | すべての構成部品<br>→ 放射区画に変更のないものに限る。                                   |
| 自動火災報知設備                                      | ①感知器<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 10個以下<br>②発信機, ベル, 表示灯<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 同一警戒区域内に限る。   | ①感知器<br>→ 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。<br>②発信機, ベル, 表示灯<br>→ 同一警戒区域内に限る。   | ①感知器<br>→ 10個以下<br>②受信機, 中継器<br>→ 7回線を超えるものを除く。<br>③発信機, ベル, 表示灯 |
| ガス漏れ火災警報設備                                    | ①検知器<br>→ 既設と同種類のもの<br>→ 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。  | ①検知器<br>→ 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。  | 受信機を除く。  |
| 避難器具(金属製避難はしご(固定式ののものに限る。))<br>(救助袋)<br>(緩降機) | 該当なし  | ①本体・取付金具<br>→ 同一階に限る。<br>→ 設置時と同じ施工方法に限る。  | ①標識<br>②本体・取付金具<br>→ 設置時と同じ施工方法に限る。                              |